

東村山市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの概要

1 案件名	○東村山市子ども・子育て支援事業計画（素案）	
2 担当所管	(1) 名称	東村山市子ども家庭部子ども総務課
	(2) 所在地	〒189-8501 東村山市本町1-2-3
	(3) 電話番号	042-393-5111（内線3262）
3 概要	(1) 意見募集期間	平成26年12月19日（金）～平成27年1月19日（月）
	(2) 計画（素案）設置場所	公民館、図書館、児童館、児童クラブ・育成室、公立保育園、子育てひろば、東村山駅西口地域サービス窓口、市役所1階情報コーナー・いきいきプラザ1階子ども育成課・児童課窓口・いきいきプラザ2階子ども総務課窓口・いきいきプラザ3階子育て支援課窓口
	(3) 周知方法	東村山市ホームページ・市報ひがしむらやま（平成26年12月15日号）
4 意見集計	下記のとおり	

応募等述べ人数	項目別意見数
5人	5件

意見内訳	人数内訳
持ち込み	2人
FAX	0人
ホームページ	3人
合計	5人
無効	なし

東村山市子ども・子育て支援事業計画（素案）について		
	ご意見	ご意見に対する市の見解
1	<p>意見を述べさせていただく場を作ってくださいありがとうございます。育児休業後の職場復帰に関する、預け先についてお伝えいたします。第二子を預ける先を探していますが、秋津町には産明けから就学前まで一貫して預かれる施設が第五保育園しかなく選択の余地がありません。27年から3歳まで預かってもらえる施設ができましたが、3歳以降は幼稚園になってしまう可能性があり仕事を続ける事に不安な環境です。通勤圏には第五保育園しかなく、幼稚園では保育園以上に集まりがあり休みをとることが難しい職場環境では預けることはできません。また、兄弟同一園でなければ勤務を続けることも難しい状況ですが役所側は理解が薄い対応が続いています。兄弟が同一園になれるように対策を考えてください。復帰できるかどうかで、生活がかかっています。早急な対応をお願いいたします。</p>	<p>本件パブリックコメントの意見募集の対象事項ではありませんが、ご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>育児休業明けからの預け先について意見を述べさせていただきます。東村山市は1歳になる年度までに預けなければ第一子を保育園に預けている場合、退園にする考えですが、柔軟な対応を付加していただきたいです。そもそも秋津町には就学前まで一貫して子どもを預かれる認可施設が第五保育園しかありません。他の施設に預けることが金銭的、時間的に難しいにもかかわらず第一子を退園させることは仕事を続けるなど言っているのと同じです。一人を預ける先を見つけることも難しい中で2人同時に預ける先を見つけることは今の情勢や環境の中では難しいことは少し考えればわかることです。他市区町村では条件を設けて第二子が1歳を迎える年度を過ぎても第一子の在園を認めています。第一子の退園は役所側の都合が優先して利用する側の状況を考慮していただけない事が感じ</p>	<p>本件パブリックコメントの意見募集の対象事項ではありませんが、ご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>

	取れます。利用する側に立った視点で考えていただき、育児休業明けの兄弟に対する保育施設利用を考えていただきたいです。退園させられた子どもにとっても環境の変化は大きな負担です。働く子育て世帯にとっても、住みやすい東村山市になることを願って投稿しました。早急な実現をお願いします。	
3	P17の教育・保育等施設の状況について、秋津町の施設が極端に少ない。子育て広場、家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターなどは、全て西武新宿線沿線に集中しており、市内のサービスレベルに差が生じている。広域的に区割りするなら、センターへのアクセス性を高めるべきである。特に、志木街道にバス等の公共交通がない為、秋津から東村山駅エリアへのアクセスは極端に悪く、電車を利用すれば、むしろ所沢や清瀬、朝霞へ行く方がアクセス良好である。子供を連れて安心して市内を移動できる交通手段の構築(タクシー利用の助成金制度や志木街道への路線バス新設、センターへの送迎バスなど)を併せて検討願いたい。もしくは、秋津町にも子育て支援施設を新築してほしい。※“性別”欄で“男”が選べないようにしてあるのは嫌がらせですか？そもそも、女性からしか意見が出ないのでしょうか？早急にシステム修正願います。	意見ご提出の際、性別が正しく入力出来なかったことにつきましては深くお詫び申し上げます。事実確認した結果、システムの不具合が判明しましたので直ちに修正いたしました。交通手段の構築については、本件パブリックコメントの意見募集の対象事項ではありませんが、ご意見として承ります。また、子育て支援施設の新築については、P18～P29に記載しています確保方策のとおり計画的な整備等を行う予定です。
4	P1 対象となる『東村山市子ども・子育て』とは 具体的に何才～何才迄が対象か？	P3 計画の対象と期間 (1) 計画の対象では、本計画の対象を生まれる前(妊娠時)から小学生(11才)までの子どもとその家庭を想定しています。

5	小学生の夏休み中の保育を児童クラブで行ってほしい	本件パブリックコメントの意見募集の対象事項でなく、また、放課後児童健全育成事業として児童クラブを運営しておりますため、児童クラブに在籍している児童以外の夏休みのお預かりはしておりませんが、ご意見として今後の参考とさせていただきます。
---	--------------------------	--